

事業所調査と本社一括調査の比較

 …メリット
 …デメリット

		事業所調査（事業所・企業統計調査）	本社一括調査（H21 基礎調査）
調査事項	事業所の従業者数の把握	◆調査員が直接訪問することで正確な把握が可能である。	◆傘下事業所の男女別従業者及び非正規雇用者の数については、本社等で正確に把握していないことも多い。本社等で把握していない場合は、傘下事業所への確認を要する。
	本所・支所の把握	◆調査上の本所・支所の定義が正しく認識されない。 ・フランチャイズ等の事業所は、支所と記入されやすい。	◆本社担当者が一括して記入することで、本所・支所について正確・統一的理解による把握が可能
	企業に関する事項の把握	◆本所・支所の別によって、回答する調査事項が異なるため、記入方法・内容が繁雑になる。	◆企業構造に係る調査事項については、本社のみで記入されるため、記入方法・内容が比較的わかりやすい。
調査対象の把握	調査対象事業所の把握	◆調査員が確認困難な事業所は、調査漏れとなりやすい。 ・駅ナカ、他事業所の構内、SOHO等の事業所については、把握漏れとなりやすい。	◆調査員では把握漏れとなりやすい事業所についても把握することが可能である。
	事業所の定義についての認識	◆調査員が直接訪問することで、調査上の事業所の定義にそった正確な把握が可能である。	◆企業に調査上の事業所の定義が正しく認識されない場合、傘下事業所について、過大又は過少申告となる。
審査・集計	調査票の回収	◆個々の事業所に対し、直接訪問して調査票を回収するため、本社が調査票未提出であっても、傘下支所事業所において回収が可能となる。回収も比較的容易	◆本社が調査票を提出しなければ、本社だけでなく傘下支所事業所分も未回収となる。また、本社等で把握していない調査項目について、傘下事業所へ確認を行った場合など、回収に時間を要することがある。
	記入された調査項目に係る照会	◆調査員による現場の状況を踏まえたチェック、その後の地方公共団体、国に至る各段階でのチェック・照会が可能	◆前回調査との比較によるチェック・照会が中心となるため、その場でチェックができずタイムラグが生じる。
	調査事業所名簿と調査票の照合	◆調査事業所名簿と調査票が対になって存在している。	◆調査員のみが捕捉した事業所、本社のみが捕捉した事業所がそれぞれ存在し、全事業所を確定させるためには照合処理が必要 ※ 調査員は、直轄調査対象企業及び傘下支所事業所に対して、調査票の配布は行わないが、活動状態の確認は実施
	企業に係る集計	◆名寄せのための期間が必要である。	◆名寄せのための期間が不要である。